

平成26年度 学校防災安全計画

1. 目的

火災及び緊急事態・大規模地震対策特別措置法に基づき、防災応急計画を含め、本校の総合的な防災対策を強化して、生徒の生命・身体の安全を確保し、速やかに保護者のもとへ届ける。

また、非常災害発生に際しては、できうる範囲で校舎等施設の保全と、すみやかな学校の諸活動ができるべく復旧につとめる。

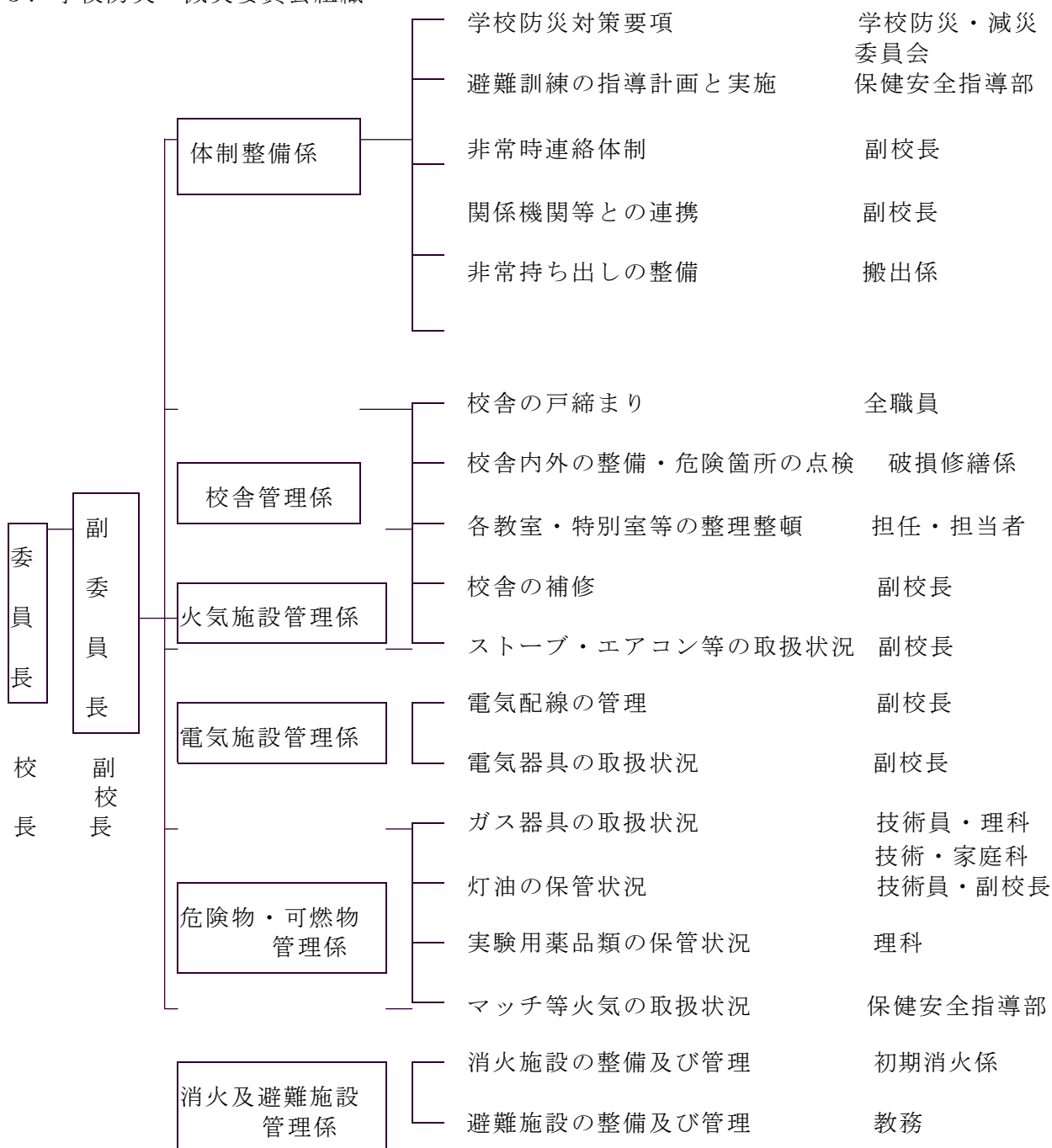
2. 基本方針

(日常の防災体制)

生徒の生命・身体の安全を守るため、安全避難を第一とする。あらゆる場面を想定した避難訓練を実施して生命の安全、校舎ならびに重要書類等の防護につとめ、被害を最小限に食い止めるために、学校防災・減災委員会を中心に防災・減災体制を整える。

P T A組織・地域防災組織との連絡を密にし、防災・減災及び安全管理に万全を期する。

3. 学校防災・減災委員会組織



- 教室移動する場合は必ず消火する。
- 特別に午後4時以降火気を使用する場合は、その部屋を使用する担当教諭が点火し、活動終了後消火する。

ウ. 使用上の注意

- 生徒に傷害が無いように十分危険防止に留意すること。特に休憩時間の管理は厳重にすること。
- 通風換気に留意すること。
- 1日の灯油使用量は、ポリ容器半分（5割）を原則とする。

エ. その他

- 火気取り扱い責任者は、随時器具並びに施設の点検をし、異常のある場合は直ちに学校長に報告し、処置すること。

オ. 警備・巡回

- 平常時は職員が学校内を巡回し、異常の有無を確認した後、機械警備を行う。（長期休業中は別にこれを定める）
- 確認後職員が校内に残る場合は、職員室、校長室、事務室の三カ所を警備部分解除し、戸締まり、火の元、電源等を確認し最終退出する。
- 巡回は定められた経路に従って行い、警備上見落としが無いようにする。

3) 避難訓練

- ア. 1月にこの避難訓練を行う。
- イ. 避難経路は別紙
- ウ. 実施計画案は別紙

2) 風水害・地震・その他の災害対策

1) 被害防止 責任者及び受け持ち箇所

校長室・職員室	副校長	体育館	保健体育科教員
保健室	養護教諭	グラウンド	〃
事務室	事務職員	武道場	保健体育科教員・柔道・剣道部顧問
技術員室	技術員	各教室	各学級担任
特別教室	清掃担当職員		

2) 被害防止上の注意

- 風力・雨量に対する校舎の危険箇所、耐久力を研究し、その対策を講じておく。（窓ガラス・出入り口の施錠・破損の修理）
- 常に建物及び付属施設の点検を励行する。
- 非常用の器具機材の整備をしておくこと。
- 災害襲来の情報を迅速に把握し、登下校、避難の処置を的確にすること。
- 場合により、生徒は地区別に下校させる。
- 対策本部は特別の状況の無い限り職員室とする。

3) 避難訓練

- ア. 9月に総合防災訓練として、この避難訓練をする。
- イ. 避難経路は別紙
- ウ. 実施計画案は別紙

3) 交通安全対策

1) 交通安全教室

- ア. 年1回7月にこれを開催する。
- イ. 内容
 - 映画・衝突実験・自転車の乗り方の3種類の内容を、3年間に配列し、毎年違う内容を実施する。

2) ア. 自転車通学の禁止

- 自転車を使用者の登校、再登校の全てを禁止とする。

イ. 交通ルールの徹底

- 交通標識・標示・マナー等について交通安全教室等により徹底をはかる。

警戒宣言及び発災

学校災害対策本部の設置

基準

- 市域のいずれか1か所でも、震度5強以上の地震が観測された時
※自校の地域が震度5弱以下であっても、市域のいずれか1か所でも震度5強が観測されれば、市内全校自動参集となる。
- 東海地震の警戒宣言が発令（予知情報）された時
※東海地震「注意情報」のときは、校長、副校長が動員対象となる。

1) 伝達

ア. 伝達系統

〈警戒宣言発令時〉

市対策本部→市教育委員会→市場中学校→職員集合指示連絡

→生徒避難→報告→市教育委員会・区災害対策本部

〈災害発生時〉

職員指示連絡→生徒避難→報告→市教育委員会

イ. 情報の収集・伝達

市地震災害対策本部

市教育委員会

サイレン

ラジオ・テレビ

市・区・広報車の広報

市場中学校

職員打合せ

校内緊急放送

メガホン伝達

生徒

2) 動員配備体制

ア. 本部の設置

生徒の生命・身体の安全をはかると共に、防災関係機関と相互に緊密な連絡を保ち、応急対策を推進するため学校に本部を設置する。本部長は学校長、副本部長は副校長とする。

イ. 自衛消防隊組織と任務

生徒を第一避難場所に誘導した後、下記の表に従って行動する。

係	担当者	業務内容
本部	校長・伴・清水・大形	災害状況の把握と教職員・生徒への通報・連絡、指揮・統括、情報収集、管理、分析、学校・市教委・区対策本部との連絡
検索	尾形・武居・亀岡・関根・榎本・村松・藤貫・三枝・平山・得居・鈴木・小山	行方不明者の検索、要救助者の救出、防災扉の開閉、校舎内外の落下物、転倒物、避難経路、火気電気点検、緊急放送整備
救護	高島・宮崎・山岸尚・岡崎	救護所設定、救急薬品、資材の準備、生徒への応急処置、必要に応じて学校医・救急隊と連絡
搬出	清水・岸田・川上・喜	重要物件・搬出用具の搬出準備、及び搬出、管理、保存
初期消火	高橋克・出口・高橋達・渡辺聡・加藤・菅原・金重	事前に消火栓、消火器、ポンプ、防災用具の使用法の習熟。被害を最小限に食い止めるための各種災害への対処。火災時の初期消火
避難誘導	後藤・山岸道・安藤・熊谷・中島・渡辺良	出席簿の搬出、第1次避難時点呼準備、学級担任不在時代替
PTA	副校長・佐藤・安藤・後藤・山岸道	避難所の運営、使用教室優先順位の決定（校長室、職員室、会議室、保健室、放送室の確保）

ウ. **学校災害対策本部の設置** ⇒ 全教職員の自動参集

基準

- 市域のいずれか1か所でも、震度5強以上の地震が観測された時
※自校の地域が震度5弱以下であっても、市域のいずれか1か所でも震度5強が観測されれば、市内全校自動参集となる。
- 東海地震の警戒宣言が発令（予知情報）された時
※東海地震「注意情報」のときは、校長、副校長が動員対象となる。

3) 生徒の保護対策

ア. 「大規模地震（東海地震等）の警戒宣言が発令（予知情報）されたとき」

- 警戒宣言発令時は、原則として全教職員が自動参集するなど、発災時と同様の態勢を整える。ただし、注意情報の場合は管理職が参集する。

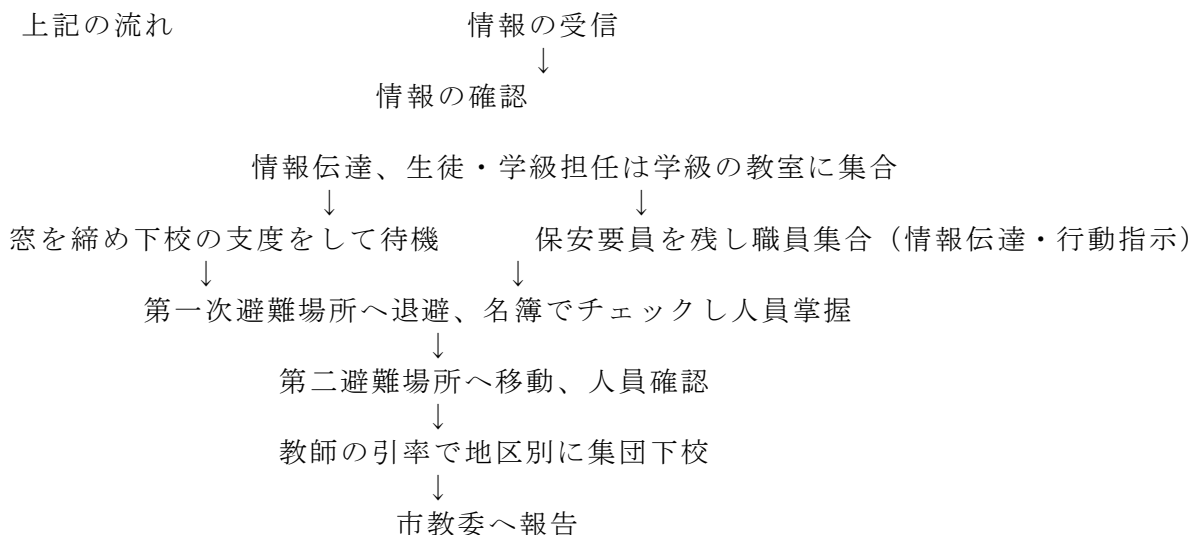
在校時

- 教師の指示に従い、下校の支度をし、第1避難所に退避する。
- 学級担任は人員確認し、学年主任に報告する。学年主任は、学年の人員、生徒の状況を校長に報告する。
- 地区別に第二次避難所に整列し、人員確認が行われた地区より、教師の引率でそれぞれの地区へ下校する。
- 遠距離通学者の学区外居住者及び身体不自由者、留守家庭生徒は学校に残り、教師の指示に従う。

○その他、以下の場合についても大規模地震発生時と同様の対応を行うこととする。

- ①自校周辺の鉄道などの運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合
- ②学校及び周辺の地域が停電となっていて、児童生徒を安全に帰宅させられないと判断される場合

上記の流れ



校外活動中

- 遠足・校外学習等
 - ・現在地の行政機関に連絡し状況を把握した後、学校に報告、指示を受ける。
 - ・PTAを通じ家庭に連絡する。
 - ・市教委に連絡する。
- 修学旅行・自然教室
 - ・現地から学校へ連絡し、状況を伝え、指示を受ける。
- 対外試合
 - ・市内の場合は学校に戻る。不可能な場合は学校へ連絡をし、指示を受ける。

- ・市外の場合は遠足・校外学習に準ずる。

校内学校行事実施中

- ・原則として学校行事を中止し、生徒を安全な場所に避難誘導する。後は在校時に準ずる。

登下校時

- ・登下校時に発令された場合は帰宅させる。
- ・登校している生徒に関しては在校時に準ずる。

在宅時

- ・家庭で待機し、保護者や地域の指導者の指示に従って行動する。
- ・解除するまでは休校とする。
- ・解除後は学校の指示による。

イ. 「市域のいずれかで震度5強以上の地震が観測されたとき」

- 横浜市内のいずれかで震度5強以上の地震が観測された時は、ただちに教育活動を中止する。発災当日と翌日は原則として休校とする、ただし、被害が少ないなど状況によっては教育活動の継続・再開は可能。
- 横浜市内のいずれかで震度5強以上の地震が観測された時は、保護者が学校に引き取りにくるまで、生徒を学校に留め置く。
- 全教職員は自動参集する。ただし、連絡調整者(近隣居住者3名)はいち早く学校に参集する。連絡調整者のうち2名は学校管理者の体制が整い次第、拠点開設・運営、さらに避難支援班として従事する。

授業中

- ・ただちに授業を中止し教師の指示をよく聞き、落ち着いて行動する。
- ・机の下に入り身を守る。主揺動が終わったら教師の指示に従い外へ出る。(地震)
- ・机の下に入り身を守る。主揺動が終わったら教師の指示に従い屋上へ避難。(津波)
- ・学級別に集合し、人員点呼を行う。

理科・技術家庭科等の実験実習中

- ・直ちに授業を中止し、火源・電源を切り机の下に入る。(地震・津波)
- ・他は授業中と同じ

休憩時間中・清掃中・放課後

- ・直ちに机の下に入り、主揺動の終わったところで指示に従ってグラウンドに集合する。(地震)
- ・他は授業中と同じ。

昼食中

- ・授業中に準ずる。

屋外にいる場合

- ・建物から離れ、腰を低くする。
- ・以下は授業中と同じ。

登下校時

- ・落ち着いて危険物から離れ、腰を降ろす。(地震・津波)
- ・主揺動が終わったら、地区避難所へ避難する。(地震)
- ・主揺動が終わったら、屋上へ避難する。(津波)
- ・保護者が来るまで、地区避難所での指示に従い、流言等に惑わされぬように注意する。(地震・津波)

4) 生徒の心のケア

- ・災害発生時には、さまざまな状況の中で動揺する生徒の心のケアが短期・中期・長期にわたって必要になる。そのための教職員の研修を計画的にすすめる。

- ・「急性ストレス反応期」「身体症状期」「精神症状期」「外傷後ストレス障害（PTSD）」（対応のポイント）
- ・子どもの目線にたって、時間をしっかり確保し十分に話をきく。
- ・必ず、元の状態に戻るということを伝え、安心させる。
- ・遊びと運動を増やし、家族・学校・地域での人間関係を良好に保つように心がける。

5) 保護者等への情報発信

ア. 学校ホームページの活用

預かり状況や引き渡しについての情報発信を行う。（個人情報等には十分配慮）

イ. 生徒引き渡し確認票の活用（次頁以降参照）

年度はじめに引き渡し確認票を配布し、集約する。

保護者の緊急連絡先（電話およびEメール）にて情報発信を行う。

4) 学校が避難場所となった場合の対応

○ 地域防災拠点

（運営委員会）委員長 森田 洋司（市場西中町自治会長） 521-4521

- ・ 全教職員は自動参集する。
- ・ 連絡調整者（近隣居住者3名）はいち早く学校に参集する。
- ・ 連絡調整者のうち2名は学校管理者の体制が整い次第、拠点開設・運営、さらに避難支援班として従事する。

5) 学校再開に向けた対応

- 生徒の安否確認・被害状況の調査
- 教職員の安否確認・被害状況の調査
- 校舎の被害状況の確認
- 校庭の被害状況の確認
- 危険区域への立ち入り禁止等の標示
- 通学路な地域の被害状況の確認
- 市教育委員会及び区災害対策本部、関係諸機関等への状況報告

- ・ 施設の被害に対する危険度の判定及び応急措置
- ・ ライフラインの復旧
- ・ 仮設トイレの設置及び確保
- ・ 生徒の心的ケア
- ・ 教室の安全確認及び確保
- ・ 通学路の安全確認
- ・ 生徒の動向確認及び就学手続
- ・ 教科書等、学用品の確保
- ・ 避難場所運営の支援

6) 緊急連絡先電話番号リスト

- 鶴見消防署 503-0119
- 鶴見警察署 501-0110
- 鶴見区役所災害対策本部 510-1656
- 京浜警備保障 461-0105

平成25年4月7日

保護者の皆様へ

横浜市立市場中学校
校長 青木 智之

重要

大規模地震発生時の対応について

陽春の候、保護者の皆様には益々ご健勝のことと存じます。学校では、本日201名の新入生を迎え新年度の市場中学校がスタートしたところです。

さて、東日本大震災の教訓から平成23年7月、さらに平成25年4月に「横浜市学校防災計画」が改訂されました。つきましては生徒の在校時における対応をつぎのようにさせていただきます。保護者の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

1. 横浜市内のいずれかで震度5強以上の地震が観測された時

保護者が学校に引き取りにくるまで、生徒を学校に留め置くこととします。

- ① 引き取りの際は、ニュース等で状況を把握し、十分に周囲の安全確認をしたうえでご来校ください。
- ② 引き渡しの際は今回配布した「生徒引き渡し確認票」を使用し、確実に引き渡すようにいたします。
- ③ 登下校中の場合は、「学校」か「自宅」のどちらか近い方に避難してください。ただし保護者が留守の場合は迷わず学校に避難してください。自宅に避難した場合は、なるべく早く学校に連絡してください。
- ④ 原則として発災当日および翌日は休校となります。ただし、被害が少ない場合には、教育活動を行うことがあります。

* 横浜市では、大規模地震を「市内全域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測された時」と定義しています。

2. 東海地震「注意情報」「予知情報」「警戒宣言」のいずれかが発令された時

- ① 原則として授業を打ち切り、保護者に連絡をとったうえで帰宅させます。
- ② 学校や地域、生徒の状態によっては学校に留め置き、直接保護者(代理人)に引き渡します。
- ③ 連絡がとれない家庭については生徒を学校に留め置き、直接保護者(代理人)に引き渡します。

<その他>

- ① 「生徒引き渡し確認票」の《学校保管》部分を4/18(金)までに担任にご提出ください。
- ② 学校に留め置くことになった場合の備えとして、食料および防寒対応物品は学校徴収金からご用意させていただいております。

② 問点等がありましたら、副校長へご連絡ください。市場中学校☎:(501)4125

* 印以外の欄についてご記入くださいますようお願いいたします。

平成26年度 大規模災害時 生徒引き渡し確認票 << 家庭保管 >>

生徒氏名		性別		学年 学級	年 組
住所	市 区				
保護者氏名		関係		TEL	()
保護者 緊急連絡先	携帯電話: - - 携帯メールアドレス:				
引き渡し場所 (避難場所)	横浜市立市場中学校				
保護者以外の 引き取り代理人		本人との 関係			
*引き渡し日時	月	日	時 分	*立会 教職員	
特記事項	留め置き・引き渡し時の個別対応等がある場合に記入してください。				

キ リ ト リ

平成25年度 大規模災害時 生徒引き渡し確認票 << 学校保管 >>

生徒氏名		性別		学年 学級	年 組
住所	市 区				
保護者氏名		関係		TEL	()
保護者 緊急連絡先	携帯電話: - - 携帯メールアドレス:				
引き渡し場所 (避難場所)	横浜市立市場中学校				
保護者以外の 引き取り代理人		本人との 関係			
*引き渡し日時	月	日	時 分	*立会 教職員	
特記事項	留め置き・引き渡し時の個別対応等がある場合に記入してください。				

